

PCB廃棄物の保管にあたって

—PCB廃棄物を保管する事業者の方へ—

PCB廃棄物は、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物に該当し、同法に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」に従って保管する必要があります。また、保管にあたっては、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

特別管理産業廃棄物保管基準

- 1 周囲に囲いが設けられていること。
- 2 見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板(縦×横 各60cm以上)が設けられていること。
 - 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - 保管する廃棄物の種類
 - 保管場所の管理者の氏名(名称)・連絡先
- 3 飛散・流出・地下浸透・悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 4 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- 5 容器に入れ密封すること等PCB廃棄物の揮発防止のために必要な措置を講ずること。
- 6 PCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- 7 PCB廃棄物の腐食防止のために必要な措置を講ずること。

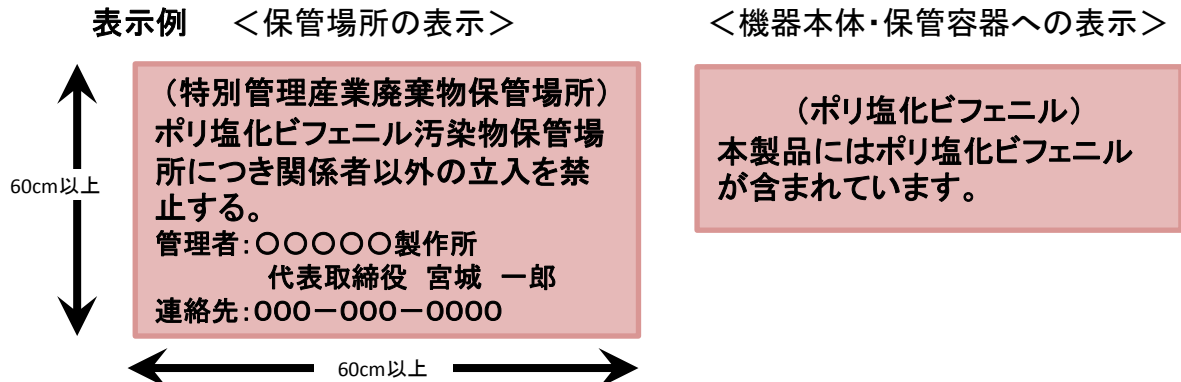
○保管基準を守り、適正な管理をするために次のことに注意しましょう。(具体例)

■ 保管施設

- 建屋内で保管してください。

■ 表示

- 保管場所・機器本体・保管容器にそれぞれ表示してください。



■ 飛散・流出・揮発防止

- 飛散防止・流出防止・揮発防止のため蓋つきの金属製容器、受皿等で保管してください。また、地下浸透防止のため、ひび割れや継ぎ目のないコンクリート床上、樹脂コーティング床上で保管してください。また、高温となる場所では保管しないでください。

■ 紛失防止

- 紛失防止のため、PCB廃棄物以外のものと一緒に保管しないでください。

■ 腐食防止

- 腐食防止のため、温度・湿度の高いところは避け、雨漏りに注意してください。腐食により漏れが懸念される場合は、金属製容器に保管する等の流出防止措置を施してください。

■ 転倒防止

- 転倒防止のため、容器に収納したり、ロープで固定するなど、容易に倒れないようにしてください。

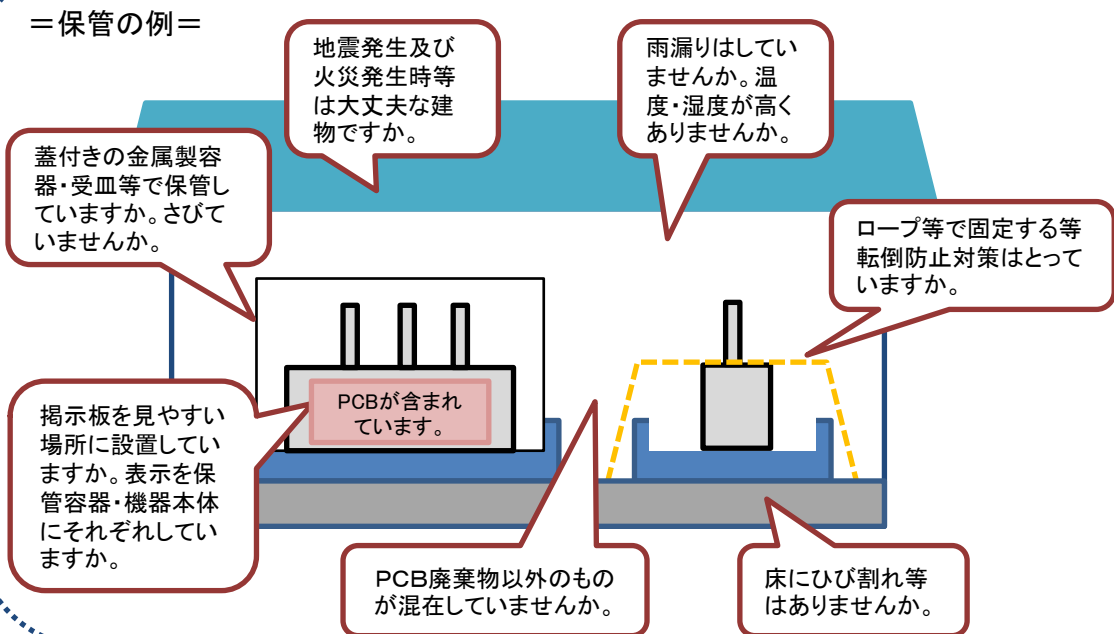
■ 地震への対応

- 地震が発生した場合に備えて、地震に伴う建屋の倒壊、火災などによりPCBが流出し環境を汚染することのないようにしてください。

(対策例)

- ・耐震構造、防火構造を持つ建屋内で保管する。
- ・耐震構造、防火構造を持つ容器内で保管する。
- ・消防設備を備え、定期的に点検する。
- ・地震、火災発生時の対応マニュアルを作成する。

= 保管の例 =



お問い合わせ先:

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県環境生活部循環型社会推進課廃棄物指導班

Tel: 022-211-2463 Fax: 022-211-2390